

公共債取引の資金受渡日の短縮について

広島銀行では、2021年5月31日約定分より資金の受渡日※1を約定日※2から起算して4営業日から3営業日に変更します。

※1 資金の受渡日: 売買代金の決済日

※2 約定日: 売買の成立日

以下は個人向け国債をインターネットバンキングにてお取引いただく際の具体的な例を記載しています。

1. 債券の中途換金に係る受渡期間の変更

	5/27(木)	5/28(金)	5/29(土)	5/30(日)	5/31(月)	6/1(火)	6/2(水)
現 行	お申込日	約定日 ①	-	-	②	③	資金受渡日 ④
変更後		お申込日			約定日 ①	②	資金受渡日 ③

※インターネット取引(個人向け国債の売却)について、5月28日(00:00)~5月30日(23:59)申込分は、5月31日の約定分となりますので、6月2日が受渡日となります。

2. お取引停止(中途換金不可)期間の変更

お取引停止(中途換金不可)期間が次回利払い日の10営業日前から9営業日前へ変更となります。

現 行	お申込日	約定日 ⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	利払日
		← 中途換金不可期間(10日間) →										
変更後	お申込日	約定日 ⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	利払日	
		← 中途換金不可期間(9日間) →										